

# 食品安全委員会 プリオン専門調査会

## 第8回会合議事録

1. 日時 平成16年4月22日(木) 10:00～11:55

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

(1) 豚由来たん白質等の飼料利用について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(諭)専門委員、北本専門委員、

金子専門委員、佐多専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、村上評価課長、宮崎評価調整官、梅田課長補佐

5. 配布資料

資料1 : 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について

資料2 : 米国におけるBSE発生に関する情報の収集について

参考資料1 : 我が国における主なBSE対策

参考資料2 : 我が国で確認されたBSE感染牛の概要

参考資料3 : 英国におけるBSEおよびvCJD(変異型クロイツフェルト・ヤコブ病)の流行(ピーター・スミス博士講演資料)

参考資料4 : OIEとBSE関連の国際基準について(小澤義博OIE名誉顧問講演資料)

## 6．議事内容

吉川座長 北本専門委員がちょっと遅れているようですけれども、一応定刻になりましたので、ただいまから第8回「プリオン専門調査会」を開催いたします。本日、北本専門委員を含めて9名の専門委員が御出席でございます。食品安全委員会からは、寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、中村委員、坂本委員、本間委員が御出席です。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「第8回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思っております。それでは、議題に入ります前に事務局より資料の確認をお願いします。

宮崎評価調整官 それでは、確認させていただきます。議事次第と、それから本日の座席表と、本調査会の名簿が1枚ずつあるかと思っております。それから、本日の資料といたしましては資料が2点と、参考資料が4点で、合計6点ほど準備させていただいております。資料1が「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について」でございます。これは、前回第7回の本調査会の御議論を踏まえて、座長の指示に基づきまして評価の結果として、前回の資料に盛り込んだものに各委員からいただいた御意見を加えたものとなっております。資料2は、横の1枚紙でございますが、米国におけるBSE発生に関する情報の収集についてということで、その状況の資料でございます。これは、第4回の調査会で米国のBSEに関して収集するべきとの御意見をいただきましたものにつきましての資料で、米国側に情報提供を依頼したものでございますが、そのうち一部につきまして4月2日に米国側から情報提供があったものでありますので、先生方にも本体をお送りさせていただいているかと思っておりますが、その情報の集まり具合を整理した資料でございます。また、参考といたしまして準備させていただいております資料が、参考資料1が「我が国における主なBSE対策」ということで、これまでの経緯を簡単にまとめたものでございます。参考資料2が「我が国で確認されたBSE感染牛の概要」ということで、11例をまとめたものでございます。参考資料3が、「英国におけるBSEおよびvCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）の流行」ということで、第6回の調査会でピーター・スミス博士に講演していただいた際の資料でございますが、当日御出席できなかった先生も多かったと思っておりますので送らせていただいているかと思っておりますけれども、改めて本日記らせていただいている資料でございます。参考資料4でございますが、これは「OIEとBSE関連の国際基準について」ということで、先週4月15日の食品安全委員会の第41回会合におきまして、小澤OIE名誉顧問に御講演いただいた際の資料でございます。これ

は本日、情報を提供させていただくという趣旨で配布させていただいているものでございます。資料につきましては以上でございますが、不足等ありましたら事務局の方にお申し付けいただければと思います。

吉川座長 お手元の資料、ありますか。それでは、議事に入らせていただきます。前回まで、豚由来タンパク質等の飼料利用について審議をしてきたわけです。それで、委員の方、議論の中で諸外国の状況とか、今後の農水省が行うという管理等について説明を入れて、豚の飼料を豚に使用することに関しての交差汚染のリスクをどう考えるかということ、を2回にわたってかなり議論を進めてきたわけです。前回、一応、質疑応答の山を越えたという印象を受けまして、座長と事務局の方で今までの経緯を含めて、食品安全委員会に送る原案をつくるというお約束をして、それをとりまとめて、各委員からも1回検討してもらって意見をもらうという操作をしてきました。一応、そういう経緯を踏んで報告書を取りまとめて、今日の資料1になっております。これについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

宮崎評価調整官 それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。これまでのところと重複するところは、なるべく省略させていただければと思います。資料1でございますが、今、座長からもありましたが、「1 はじめに」のところはこれまでの経緯をまとめたところでございますが、特に前回以降ということでは1ページの下から2つ目の段落のところからでございます。1回目の議論というか、「第3回プリオン専門調査会(平成15年11月27日開催)において、豚由来たん白質等の飼料利用に係る調査審議を実施した結果、現在の知見では豚や家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達する科学的根拠はないと考えられるものの、豚や家きんに由来するたん白質を飼料として利用することについては、交差汚染を防止するための管理措置に関する情報(海外の規制状況等を含む)を参考とする必要があるとし、これらの情報等を収集した上で再度審議することとなった」ということで、前回、審議いただきました。そして、加筆したところが「第7回専門調査会(平成16年3月26日開催)において、収集すべきとされた情報等を基に再度審議を行った」というところを加えさせていただいております。2ページに参りまして、2番のところは、農水省において今後どういう取扱いをなされるかということ、ここは当初からと変わっておりません。3番目の「豚肉骨粉等について」という言葉の定義のところですが、これも御議論あったかと思いますが、一番最初の文章のところ、「農林水産省から提出された資料では、以下のとおり定義される」ということで、どこでこういうふうに定義をされているかというのをはっきりさせたという一文を加えてお

ります。4番目で「飼料工場等の工程分離状況」ということで、(1)(2)は前回御議論をいただいたところでございますが、(3)として新たに追加させていただいておりますが、「今後、農林水産省は、認可を受けたレンダリング工場及び飼料製造工場に対して立ち入り調査を行い、措置の監視を実施することとしている」ということを付け加えさせていただいております。5番目のところの海外の状況のところでございますが、「EUのEC規則によれば」云々というふうを書いてありまして、3行目に「飼料原料として利用可能とされているが[11]、各国のステータス評価が確定するまでの間は動物性加工たん白質をすべての家畜へ給与することを禁止することとなっている」ということ[11]と書いてあるところに、もう一文、実は前回あったのでございますが、それは同一種の動物の体または体の一部を飼料として与えることという禁止も記述があったかと思いますが、その根拠となる科学的なものが調べた限りでは特に見当たらないということで、この評価書からは削除の方が適当ではないかということで、その部分は削除しております。「6 食品健康影響評価について」でございますが、(1)の中の文章で、3ページの下から5行目になりますが、「マウスへの脳内及び腹腔内接種試験では」ということで、これまでマウスへの接種試験ではということでしたが、「脳内及び腹腔内」という言葉を追加して正確を期したという変更をしております。1枚おめくりいただきまして4ページでございますが、ここからが前回の議論を踏まえてまとめたところでございます。4ページの(3)のところからでございます。「交差汚染によるリスクについて」ということで、最初の方でリスクの考え方を書いて、実際に後の方でそれぞれ御検討をいただいたことをとりまとめているような構成になっておりますが、そのまま読み上げますと。「豚由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を飼料として豚に与えることによるヒトへのBSE感染リスクは、a)交差汚染によりBSEが牛から牛へと増幅すること、その結果、b)牛での汚染が進み、ヒトへの感染が起こるというリスクである。従って、牛への交差汚染が防止できれば、ヒトへのリスクは極めて低いと考えられる。豚由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を飼料として豚に与えることによる交差汚染のリスクは、a)と畜場、食肉処理場及びレンダリングの過程のいずれかで交差汚染が起こり、かつ、b)豚の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を利用した豚用飼料が牛用飼料に交差汚染を起こす場合である。豚由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚の飼料として与えることによる、各過程の交差汚染のリスクは以下のように評価される」ということで、それぞれの段階で前回御議論があったことも踏まえてまとめておりますが、と畜場や食肉処理場のところ、いわゆるソースコントロールのところになるかと思いますが、それぞれ別の施

設でやるとか、ラインを分離する、処理区域を分離するというような御説明が農水省さんからありましたが、そういうお話を整理して交差汚染のリスクは低いというとりまとめとなっております。レンダリングについては、別施設でやる、あるいはラインを分離するということがありました。交差汚染のリスクは否定できないのではないかと。飼料工場につきましては、別施設で、あるいはラインを分離することで交差汚染のリスクは低いのではないかと。輸送・運搬につきましては、専用の容器とか、専用の車ということで交差汚染のリスクは低いのではないかと。農家、現場の段階でなかなか管理が難しいところだと思いますけれども、ここでの交差汚染リスクは否定できないというようなとりまとめとなっております。これまでの評価結果を受けて、「7 結論」といたしまして改めてまとめさせていただいておりますが、(1)といたしまして「現在の知見では、豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考えられる」。(2)といたしまして「BSEの汚染が高いEU諸国では、EC規則上、認可された工場で食用として製造された動物性たん白質を飼料原料として利用することを認めている。しかし、各国のBSE汚染度のステータス評価が確定するまで、その施行が延期されている。従って、現在、動物性加工たん白質は全ての家畜に給与することは禁じられている。これは、BSE高度汚染国では、交差汚染を防止することが極めて困難であるという、EUの経験に基づいていると考えられる。わが国において、豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんに飼料として与えることによるヒトへのBSE感染リスクは、牛での交差汚染によるリスクであり、と畜場、食肉加工、レンダリングのいずれかで交差汚染が起こり、かつ、飼料工場、輸送・販売、農家のいずれかで交差汚染の起こるリスクは、農林水産省による管理措置が遵守されれば十分低いと考えられるが、豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである」ということを付けています。(3)といたしまして「馬については、現時点において、BSEの感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きんの飼料として利用することによる、ヒトへの食品健康影響については評価することはできない」というとりまとめ案でございます。

ます。以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。2回にわたる議論を受けて、後半、評価のところと結論はかなりボリュームが増えましたけれども、討議された内容をまとめるとこんな格好になるかと思えますけれども、この評価結果について、どなたか御意見ございますでしょうか。山内先生、どうぞ。

山内専門委員 論点は非常によく整理されたので、この内容でいいと思いますが、1つ問題は、この前の委員会でも発言しているんですが、結局、この農林水産省による管理に関してこちらが提言しているわけで、どういう管理をするかというモニタリングに関する情報が、やはり実施した後ではなくて実施する前から情報提供はこちらにあってしかるべきだろうと。そのところが、この文言ではどうもはっきりしてこないというような気がちょっとするんです。

宮寄評価調整官 前回の御議論でも、山内先生始め何人かの先生から御指摘をいただきまして、事務局も十分理解しているつもりでございますが、この評価結果に書くのはどうかということで、ちょっと吉川先生とも相談させていただきまして、それは関係省庁と食品安全委員会の取り決めというか、そういう中でもその措置、実際に評価結果を受けた措置について御報告していただくことが書かれていますし、改めてこの問題についてはっきり言うのであれば、この評価書を送る通知文の方に実際にそういうことを書くという方が、行政的な手続としてはいいのではないかというふうに整理させていただければと思います。

山内専門委員 そうなりますと、農林水産省の方から報告がこちらへ来るわけですね。実施する以前に、この評価結果を受けてこういうふうにやりますと。

宮寄評価調整官 それを、この評価書を送る通知の方で書くなり、評価書を渡すときにはっきり伝えておくということが大事になるかと思えます。

吉川座長 ほかに、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

小野寺専門委員 ちょっと私は文章を見て付け加えたんですが、必ずしも付け加えなくていいのかもしれませんが、「5 海外における規制及び利用実態について」というところで、上から5行目、6行目ぐらいです。「EU加盟国及びスイスにおいて現時点で豚由来肉骨粉を豚及び家禽の飼料に利用している国はない」と書いてあるわけですがけれども、これは実際の背景は、今はまだこういう肉骨粉をつくっている企業が中小企業というかそういうところが多くて、豚を用いた肉骨粉、牛を用いた肉骨粉が結局、工場として分離している方が少ないということで、余り分離が進んでいないと。これは別に、私個人がスイスに行ってキーム博士と一緒に見たときもそうですし、彼らが外国人に見せるとこ

ろは本当にきれいなところだけです。またフランスとかドイツでも進捗状況はあまりよくないということが背景にあって、ですから、もしそれがちゃんと分かれているのだったら許可をしていいけれどもということ。今は許可はできないということだったんです。ですから、そういうことも一応、背景として説明しておいた方がいいと思ったんですけれども、別にそれはどちらでも結構です。

吉川座長 事務局の方、各委員の意見の中で小野寺委員の方からE Uが実行に移れない一つの原因として、豚骨粉、肉骨粉のそれぞれの施設の分離、あるいはラインの分離というのが現実的に行われないので、なかなか実行に移れないのではないかと状況があるんじゃないかという示唆があったわけですが、事務局の方でそういう情報を実際に調べられたか、あるいは何かそういう事実に関しての情報はありましたか。

宮崎評価調整官 利用状況については、前回御報告して御議論をいただいたとおりなんですけれども、実際の工場の分離状況とかラインの分離状況までは事務局の方でも把握し切れていないので、あえてこの評価書の中に盛り込むのはどうかということで整理させていただいているところですが、もし小野寺委員の御指摘を受けて加えるのであれば、飼料原料として利用可能とされているが、各国のステータス評価が確定するまでの間は給与を禁止していることになっているということと同時に、あと実態がまだ進んでいないということを若干書くのかというふうに考えています。

小野寺専門委員 この前、農水の技術検討会の方では、そういう実態の説明か何かを聞いた上でその次の話に行ったものですから、そういうのはあってもいいかなと思ったんです。

山内専門委員 今の件ですけれども、交差汚染に関する認識はE Uも日本も全く同じであると思います。そして、今回のこの「7 結論」の(2)の中で「わが国において」という、5ページの上から4行目に始まっている文章がずっとありますが、その中で日本の立場はこうであると。そして「農林水産省による管理措置が遵守されれば」という条件つきであれば、私はE Uの実態云々ということは問題にしなくてもいいのではないかと思います。要するに交差汚染に関する認識の面で、E Uも日本も全く違いはないというのが基本ではないかと思います。

吉川座長 小野寺委員、基本的に交差汚染のリスクに関しての概念はE Uも日本も変わらないと。それで、現状としてどこまでいけているかということに関しては、E Uの方は国にそれぞれの工場規模の問題とか、あるいはそのレベルの違いがあってもまとめられないという現状はあるかもしれないけれども、あえてここでE Uの現状を入れなくても、

趣旨としては評価結果としては十分通じるのではないかという山内委員の意見ですけれども。

小野寺専門委員 文章として、必ずしも入れなくてもいいかなとは思っています。ですから、附帯条件として交差汚染が除去されるという条件が守られているならばという文章はやはり必要かなと思います。

吉川座長 わかりました。それでは、そういう格好で処理させていただきます。ほかに、御意見ございますでしょうか。

北本専門委員 言葉の使い方だけの問題なんですけれども、皆さん御承知のようにSRMが特定危険部位という言葉から危険部位という言葉になったように、この「豚肉骨粉等」という言葉を残しておくのかと。これは、全部読めばわかるようになっているんですけれども、言葉というのは一人歩きすると思うんです。それで、いつの間にか馬はというふうになってしまうのではないのかと。

吉川座長 私もその危険を感じたので、わざわざここに1行、この「等」というふうに農水省から来た定義はこうであるけれども、返す言葉は、馬は評価しない、馬は除くということを返しているの、本当はそういう意味では農水省と事務局の方で打ち合わせて、最初の方の農水省から来た定義の中には馬も含めて、「豚肉骨粉等」という言葉になっていて、こちらは馬は評価できない、馬は含まないという答えで返しているの、今の北本専門委員の意見は実は私も心配をして、定義が違うんだということであそこに改めて1行入れたんですけれども、誤解を招かないという意味では農水省の定義ではこうですけれども、食品安全委員会から返るときの答えを踏まえれば、豚肉骨粉等の定義はこうなるということをお脚注に入れておくなりなんなりした方がいいかもしれません。

宮崎評価調整官 こちらに評価の要請がありました文書は、豚肉骨粉等で来ていますけれども、こういう評価をいただきましたので、大体結論のところそのまま行くという、勿論、これは全部付きますけれども、結論のところは改めてはっきり書くということ、通知するということになると思います。そのときにちゃんと言葉はきれいに使い分けされていると思いますので誤解がないですし、公文書でもちゃんとそういう形で残るというふうに御理解いただければと思います。

北本専門委員 よくわかるんです。だけれども、特定危険部位と言っていたものがいつの間にか危険部位になってしまったんです。我々委員の中では、それを認識せずになっていたという経緯もありますので、ここは私は後日、全く誤解のないような表現をしておくというのがいいのではないかと思うんです。

吉川座長 そうすると、もしあれなら「7 結論」の(4)か、あるいは脚注に「豚及び家畜由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質」を、ここで言う「豚由来たん白質等」というふうに食品安全委員会では言うというふうに脚注を入れておいた方がいいのではないのでしょうか。

宮崎評価調整官 食品安全委員会では、この評価結果にもありますように「豚肉骨粉等」という言い方は基本的にそもそも不明確ですし、していないという整理にこの評価書でもなるうかと思えます。あくまでも、豚に由来する肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白質と書きますし、はっきり何を評価してどうだ、何は評価していないとかというのははっきりさせないとうやむやになるので、基本的にそういうところに「等」というのも入っていないと思うんですけれども、そういう形ではっきりさせるということにはしております。

北本専門委員 勿論、読めばわかるんです。読めば何の問題もないです。私が言っていることはそういうことではないと。慣用的に、豚由来の肉骨粉というのが「豚肉骨粉等」ということに置き換えられていくことがよくありますということを行っているんです。

吉川座長 私も、北本専門委員の心配もわかります。文言のことですから、食品安全委員会で結論を読めばわかるように、ここで言っている回答は最初に問われた用語とは違う内容は当然違って書かれているわけですし、もしそういうふうに今後使うならそういう定義にして、向こうから投げられた「豚肉骨粉等」という馬を含んだものとはもう少し言葉を変えるなり、そういうことをしてくれと。あるいは、そういうふうに食品安全委員会でしたというふうに付けて答えを返した方が私もいいと思うんです。新聞事例その他で、再び「豚肉骨粉等」という省略語でしゃべられていくと、いつの間にか私も馬が入ってきたりという話にならないとは限らない、それだけの注意ですから。

宮崎評価調整官 わかりました。その文章について言うことではなくて、そういう「豚肉骨粉等」というようなひっくるめた形でそういうふうに使わないようにということは、この評価結果を渡すときにしっかり伝えておくということでもよろしいでしょうか。

吉川座長 ほかにございますか。

佐多専門委員 何回か読み直して一つ気がついたのは、4ページの(3)のところの「交差汚染によるリスクについて」というところで、下の方にと畜場とか、食肉処理場とか、それぞれの項目について「交差汚染リスクは低い」という言葉と、「否定できない」という2つの言葉で書かれていて、最初のころは注釈が意味に付いていたんですけれども、そこが確実に読み取れるかどうかということと、先ほどの御説明の中で農家のところでは、この文章だけではなくて実際に管理困難だというようなお話があって、そうすると低いと

ということと否定できないということで、特に一番最後の現場のところは管理ができないということになると、これは否定できないのか、低いのかどっちなのかという、申し訳ないんですが、またそこに戻ってしまうんですけども、その辺はいかがでしょうか。

吉川座長 私から言いましょうか。本来であれば定量的な評価をしなければならないので、どのくらいの確率で何が起こるかということの議論に行くんですけども、なかなかそういうものを数字化するのはかなり難しいという点が一つあります。私が、ここに「否定できない」という言葉と「低い」という言葉を使った一つのニュアンスは、と畜場とか食肉処理場、飼料工場、輸送・運搬という部門は一応、行政的に査察その他を含めて立入検査を含めてトップダウンでかなりのコントロールがきくけれども、収集してくるところと農家のところをすべて査察するなりなんなりというのは難しいので、多分リスクの性格が少し違う。それをどういうふうに表現しようかというのは、実は私自身も言葉に困って、だれかいい言葉があれば委員の方から出してもらいたいというのを付けて事務局の方に投げたんですけども、どっちが低いのか、どっちが高いのかというより、私のニュアンスとしては少しリスクの回避の仕方が違うということを経験として表現したかったということなんです。

山内専門委員 日本語は割合難しいだろうと思うんですが、英語の場合に「extreme unlikely」とか、「very unlikely」とか、「unlikely」とか、もしくは「can not be excluded」ということでやっているんです。定性的なんだけれども、少しずつニュアンスが違ふ。それに相当するような日本語が、うまくこれからの評価の中でも考えられていけばもう少しいいのかもしれない。ただ、結局、あくまでも定量的評価ができない、定性的な判断をする以上、こういった少しあいまいな表現にならざるを得ないということも理解しておかなければいけないのではないかと思います。

吉川座長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

堀内専門委員 今、読み返して、日本語の問題なんですけれども、5ページ目の「7 結論」の(2)の4行目から、「わが国において」という一文なんですけれども、これは非常に長い文章になっているんですが、「わが国において、豚及び家きん由来の肉骨粉」云々というところで、「農林水産省による管理措置が遵守されれば十分低いと考えられる」と。その後で「豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである」。どうも、ここの前半の部分と後半の部分が主語が一致していないのではないかという印象を受けるんですが、ここで言う「施設にのみ認め

られるべきである」という「施設」というのは、具体的には今4ページで言っているところの、例えばレンダリング工場、飼料工場を指すのか、あるいは実際の使用現場である農家を指しているのかということがこの文章からは読み取りにくいような気がするんですけども、施設で製造された飼料にのみ認められるべきであるということをお願いしたいのか、それとも。

吉川座長 交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設というのは、この場合、何回か議論してきた中のと畜場の契約とか、食肉処理場の分離室のところの工場中のどれだけを契約するか、あるいは飼料工場についてどういう契約をさせていくかという、そこを受けた言葉です。農家や施設を言っているわけではありません。

堀内専門委員 飼料をつくる施設という理解でよろしいんですか。

吉川座長 いや、飼料工場だけではなくて査察をするところのすべてを言っていることになります。ちょっと行間を読むのは、私もいつも辟易をするんですけども、正確を期するためにどんどんと文章が長くなって繰り返しが多くなるのは、読んだときに厳密さはあるのかもしれないけれども、確かに読みにくいということはあるけれども、書かれている内容については特に間違っていないというふうに思います。多分、前半から読んでこれられば、あるいは附属資料を見ればそこでの管理する施設、分離する施設が何を指すのかというのは十分読み取れると思うので、ここはこれでいいのではないかと。ここにまた農家以下の説明を入れるのは、かえって冗長になるのではないかと気がします。ほかにございますか。特になければ、多少「てにをは」を含めて事務局と詰めることもあるかもしれませんが、基本的にはこの評価結果案を了承していただいたというふうに考えます。したがって、当専門委員会から食品安全委員会の方へ報告書案という格好で提出したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。報告書案については、従来、これまであった脊柱とか、アルカリ肥料とか、受精卵と同様にホームページに掲載されることとなります。国民からパブリック・コメントを求めた上で、食品安全委員会に最終報告するということとなります。従来と同様に、パブリック・コメントでいただいた意見についての対応については、専門調査会を改めて開催するかどうかも含めて、返ってきた答えを見て考えたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議題1の件は終えるとして、議事2の「その他」に移りたいと思えます。米国の方から若干、情報提供があったというふうに聞いておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

梅田課長補佐 それでは、資料2の方で説明させていただきます。第4回プリオン専門

調査会、2月3日に開かれましたが、ここでアメリカにおけるBSEに伴う海外調査及び日米会合について御報告させていただいて、議論をいただいたわけございまして、その中で今後議論を進めていくに当たって情報として必要であるというものとしていろいろと挙げていただいたわけございしますが、それにつきまして米国側に資料の要求を求めたところ、4月2日付けで米国側から一部資料提供がございましたので、その内容について御報告をさせていただきます。資料2のところ、項目別に書いてございます。「I 高リスク牛について」から「IX その他」に書いておりますけれども、真ん中のコラムに4月2日付けで「米国からの回答及び提出情報」ということで整理させていただきました。左のコラムが、先ほど申し上げた「第4回プリオン専門調査会において収集すべきとされた事項」ということでございます。真ん中の回答のところを見ていただきますと、Iの高リスク牛につきまして米国側から「BSE Surveillance Plan」についての情報提供がございまして、各委員の方にもお配りしておりますけれども、この内容につきましては現在、事務局の方でも精査させていただいているという状況でございます。その項目につきまして、高リスク牛の処理、処分方法について①にございますけれども、すべての高リスク牛の処理、処分方法がどういったことで行われているのか、あるいはその検査がどのような方法で行われているのか。また、その監督体制が一体どういうふうになっているのか、そういったところについての要求がございましたけれども、来た内容を精査中ではございますが、その中でまだ若干足りないというものがあるというふうに思われましたものにつきましては、再要求という形で4月16日に米国側に再度、資料の要求を求めております。それが右側に書いてございます内容でございまして、BSEサーベイランス計画範囲内外も含めて高リスク牛の処理・処分方法がどうなっているのか、具体的な規則としてはサーベイランスとしてこういうふうにやりましょうというふうにはなってございますが、実際にその処理がどのように行われているかということについてはまだ明確ではございませんので、その点について再度聞いたということでございます。レンダリング処理及び施設、監督方法などについても再度、明確にするよう要求してございます。その下でございますけれども、「II SRMについて」でございますが、SRMを30か月齢以上の牛のものとする根拠について、特に今回の4月2日付けの回答にはございませんでしたが、これまでの向こう側からの説明によれば、米国政府としてはBSE牛はカナダ産であると。したがって、米国のステータスとしては暫定的な正常国であるというふうに米国側は主張をしているということから察すれば、中リスク国としてあれば6か月齢以上ということではございますけれども、暫定正常国ということでSRM除去を30か月齢以上に限定しているという

ことが推測されるということでございます。SRMの処理、処分方法につきましてでございますけれども、これは回答としてまだ来てございませんので、再度要求したということでございます。「III サーベイランスについて」、検査の実績については一部回答がございました。ただ、その内容については今、精査中ではございますけれども、より詳細なサーベイランスの結果、例えば月齢の構成であるとか、あるいは月齢構成と対象牛、ダウナー牛であるとか、死亡牛であるとか、そういった組み合わせの問題とかがございましたので、そういった内容については更に確認をしております。迅速検査についてでございますけれども、これも「BSE Surveillance Plan」として資料提供がございました。それから、向こう政府からそれ以外にも情報提供がございましたが、その内容について、今、精査中でございます。再要求の事項としては、迅速検査の申請及び承認状況、伝わっているところであれば7施設について申請が承認されたという情報も伝わっております。それから、サーベイランス実施マニュアル、実際にどのような手順で検査が行われているのか。ウエスタンプロットのマニュアル、そういったことについても再度、資料を要求してございます。「IV 月齢判定」についてでありますけれども、これは米国から提出されました「BSE Surveillance Plan」の中に書かれているということで、この内容について現在、精査中でございます。「V レンダリング施設」、それから「VI 飼料製造等について」、これはFDA関係でございますけれども、これについてはまだ回答が来てございません。したがって、再度要求したということでございます。「VII 個体識別体制」、トレーサビリティでございますけれども、これも一部回答が来てございます。その内容について、現在精査中でございます。「VIII 米加間の物流」については、前回一部、こちらの事務局として調べられた範囲について御報告申し上げましたが、米国政府からの回答としては来てございませんので、再度、資料の要求をしてございます。簡単でございますが、以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。資料2、こうやって見るとまだ半分ぐらいしか答えが返ってきていない、またはほとんど再度要求のままという格好ですけれども、ほかにこういう資料があったら出してほしい、あるいは請求して情報収集に努めてもらいたいということがありましたら伺いたいと思いますけれども、特にありませんか。山内委員、どうぞ。

山内専門委員 たしか、一部の資料は私たちのところへも送られてきたんだと思うんですが、サーベイランスのところを見ますと、実際にどういう基準でハイリスクとか、もしくはBSEサスペクトとか分けているのか、何も書いていないんです。結局、例えば日本

で農林水産省の中の中でも農場検査のときにでもこういう症状でということはみんなマニュアルになっていると思いますし、OIEのコードでもそれは書いてあるんですが、どうもそれにのっとっていないということなので、そういう国際的な一つの判断基準にのっとってアメリカの場合どういうふうになるのかといったことが知りたいというふうに思います。それと、もう一つは迅速検査のことに関しては、私が知っている限りでは、バイオラッドとアイデックスが承認されたというふうに伝えられていますが、ただ、アイデックスはEUのパリテーションがまだ終わっていないものなんですが、それが承認された。恐らく、あれは極めて短時間に、しかも簡単な操作でできるということが背景にあったのかなというふうにも思いますけれども、それは私の個人的な推測です。

梅田課長補佐 サーベイランスのマニュアルについては先ほども申し上げましたけれども、実際に検査官がどういう判断基準に基づいてサーベイランスの対象を選んでいるのか、そういったことも含めまして、一部報道ではその基準があいまいではないかというようなことも伝えられていますので、そういったことも確認したいというふうに思っております。また、この場で出なくて先生方の方でもしお気づきの点等がございましたら事務局まで御意見としていただければ、併せて資料要求をさせていただきたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 アメリカで、これから迅速検査も導入した形でサーベイランスをやっていく。そのときに、全米のいろんな研究所というか施設に検査を依頼するといったようなことが報道されていますが、具体的にどんなところでやる予定なのか。現在のところは、少なくともNVSL、アイオワのナショナル・ヴェタリナリー・サービス・ラボラトリー1か所でイミノヒストケミストリーをやっているだけなんです。ほかでは、一切やっていない。それが今度は、全米何十か所だか忘れましたが、かなりのところに委託をするという具体的な内容がわかれば聞いてほしいと思います。

梅田課長補佐 承知しました。

吉川座長 伝え聞くところでは、46万頭なら20万頭、死亡牛25万頭、健康牛1万頭を1年間にわたってやるというように伝えられて資料をいただいたので、確かにどういうプロセスで、どこがどのくらい引き受けるというような格好のプランニングになっているのかわかったら、私も知りたいと思います。

小野寺専門委員 こちらの方に聞こえてきたのは、大学関係が結構多かったように思うんです。だから、研究費としてお渡ししてということがあります。

吉川座長 このほか、先ほど事務局の方からもありましたけれども、もしここに、今、

ちょっと急だったものですから考えて、これはやはり知らせておいてほしいということがありましたら、メールでも結構ですから事務局の方に連絡をしてください。どうもありがとうございました。

それでは、次に私の方から一つ報告させていただきたいことがあります。既に御承知の方も多いと思いますけれども、先週親委員会というか食品安全委員会がありまして、そこで先ほど参考資料4が付いておりましたけれども、プリオン専門調査会でこれまでの議論の延長として、BSE問題全般について更に議論を進めてくれという意見があったというふうに寺田委員長の方から伺っております。第1回のこの専門調査会を開いたときに、私自身、この専門調査会として責務は、広くBSEに関しての議論をしていくべきであるということを使ったわけですが、そのあと厚生労働省あるいは農林水産省からいろいろなリスク評価を、脊柱を始めとして、先ほど言ったようにアルカリ肥料の問題とか、今日の問題にあった豚由来タンパク飼料の問題といったような、あるいは受精卵の問題というものをどうかしろという、積み残し事項というわけではないんでしょうけれども、アドホックなものがいろいろと入ってきて、なかなか本筋に戻る機会がなかったわけですが、その間、米国のBSE問題についても、参考資料にあるようにキム先生、スミス先生を呼んで直接意見を伺うというような機会も持ってそれなりに議論をしてきたつもりですが、先ほどの豚タンパク飼料も一応、意見を伺ってまとめるということで、とりあえず懸案になっているリスク評価の要請事項というものがなくなったということです。ここで一応、せっぱ詰まって答えを出さなければならない問題の肩の荷が下りたということもあって、本来のBSE全般に関する議論をまた進めていきたいというふうに思いますけれども、どなたか御意見ございますでしょうか。山内委員、どうぞ。

山内専門委員 座長の御意見に賛成です。結局、厚生労働省とか農林水産省からリスク評価の諮問がなければここでは取り上げないというのではなくて、やはりこちらから問題点を取り上げて実際に対応していかなければ、この委員会としての責任は果たせないというふうに考えています。したがって、座長が最初の委員会的时候に発言されたような全般的な議論を是非とも進めていただきたいというふうに思います。

吉川座長 ありがとうございます。そのほか、御意見ございますでしょうか。山本委員、どうぞ。

山本専門委員 私も、この委員会ですら問題を取り上げていくということには賛成です。リスク評価という観点ともう一つ、それに加えて、やはりこれまでの措置の検証という観点でも議論をやっていくべきではないかと思っております。

吉川座長 そのほか、御意見ございますでしょうか。ありがとうございます。もともとのこの専門委員会の役割というのは、BSEのリスクについてのリスク評価を進めていくということで、今、山本委員の方から国内のものについても科学的評価を進めるべきであるという意見がございました。本格的にリスク評価をするということも、今、急にということも結構大変ですし、そういう意味では少し、これまでの飛ばし飛ばしになって不連続的に見えてしまいましたけれども、経緯を振り返るという意味も含めて事務局の方から参考資料、手元にあるものを出してくれということをお願いしておきましたので、本格的議論は次回以降とするとして、これまでの我が国のBSEの経緯、それから発見された11頭についての概要、それから国際ショナルパネラーとして意見を伺ったピーター・スミス博士の講演資料、それから先週の食品安全委員会で討議された資料等を参考資料として用意しております。簡単に事務局の方から説明していただけますか。

梅田課長補佐 それでは、今、御説明ございましたが、座長からのお話がございます、これまでのBSEに関する、これまで調査会の中でも参考資料としていろいろと上げさせていただいておりますが、これまでの事実関係ということについて、参考資料として御用意させていただきました。主に4点ございます。参考資料1としまして「我が国における主なBSE対策」ということで、これまでの経緯を簡単にまとめたものです。参考資料2としまして「我が国で確認されたBSE感染牛の概要」ということで、これまで11頭確認されておりますが、その概要について一覧表にさせていただいております。参考資料3といたしまして、前々回のプリオン専門調査会でピーター・スミス博士をお呼びいたしまして、BSEとvCJDの関係について御講演いただいたときの資料を用意させていただいております。参考資料4といたしまして、先ほども資料紹介でございましたけれども、前回の安全委員会の中でOIEの勉強をするということもございます、BSEと国際基準についてということで、OIEの名誉顧問であります小澤先生から御講演いただいたときの資料を参考資料として付けさせていただいております。

それでは、まず参考資料1の方から簡単に御説明させていただきます。「我が国における主なBSE対策」といたしまして、主な対策を時系列に並べたものでございます。平成2年、1990年でございますけれども、これは勿論、我が国でBSEが最初に発見されたのが2001年の9月でございますので、それ以前の対策ということで若干まとめております。平成2年7月に、BSEによる英国及びその他からの生体牛の輸入を禁止してございます。同じく、湿熱条件、136 30分を義務づけておりまして、これ以外のものについては輸入を禁止しているという措置が同時に行われております。96年に参りまして、平成8年でこ

ざいますが、3月に英国からの牛肉及びその加工品についての輸入自粛を指導しているということでございます。同じく3月ですけれども、英国からの牛肉加工品及び肉骨粉等の輸入の完全停止を農水の方からしてございます。4月になりまして、反すう動物の肉骨粉の反すう動物への使用を禁止ということ、これは通達で農水省の方から行っているということになってございます。平成13年に入りまして、EU諸国などからのすべての牛製品、肉骨粉等の輸入停止を行ったということになっています。4月に入りまして、アクティブ・サーベイランスということで24か月齢以上のBSEが否定できない牛、その他の神経症状を示す牛を対象としたアクティブ・サーベイランスを開始したということでございます。5月に入りまして、厚労省においても、と畜場でアクティブ・サーベイランスを開始したということになってございまして、これは24か月齢以上の運動障害であるとか、知覚障害、反射障害、また意識障害等の神経症状が見られる牛といったものを対象にアクティブ・サーベイランスを開始したということになってございます。御承知のように、9月10日に我が国初のBSEの発生の疑いが農水省より公表されたということでございます。発生して以降の対応でございすけれども、農水省の方で配合飼料工場の緊急の立入調査をかなり大々的に全工場に対して行ったということ、それから、緊急の全戸の農家についても全頭調査を行ったということでございます。その結果、特にBSEが新たに発見されるということはこの調査においてはなかったということでございます。9月18日には、農水省の方より反すう動物に由来するタンパク質の牛への給与を禁止するという、それから、翌19日には厚労省の方でBSEに対する監視体制の強化として公表されまして、これは24か月齢以上のすべての症状牛を対象にする、及び30か月齢以上の牛の全頭についてスクリーニング検査をするということについて発表しまして、その監視体制の整備を進めよということで発表されたわけでございます。したがって、現在、全頭検査になってございますけれども、当初は今、申し上げたとおり、健康牛については30か月齢以上の牛全頭について行うという方針であったということでございます。それから、農水省の方ではそのサーベイランスの、厚生労働省でと畜場において行いますスクリーニング検査が体制として整うまでの間、30か月齢以上の牛の出荷については繰り延べるよう、指導を行っているということになってございます。9月21日には、英国においてBSE陽性と診断されたということでございます。9月27日になりまして、SRMの関係でございすけれども、12か月齢以上の牛の頭蓋、脊髄及びすべての牛の回腸遠位部の除去・焼却を行ったということで、厚労省の方からの措置として行われています。この時点で、言ってみればEU並みの措置が整備されたということが言えようかというふうに思います。1枚めくっていた

だきまして、10月に入りまして、農水の方で飼料の關係の禁止措置を講じたということと、それから10月9日にBSEのスクリーニング検査の対象拡大の方針を厚生労働省の方が決定、発表したということでございます。先ほど申し上げたとおり、当初は全頭検査でなかったものをこの10月9日の時点において、30か月齢未満の牛も含めて、全頭についてスクリーニング検査の対象とするという方針を発表したということでございます。17日につきましては、SRMの件でございますけれども、特定部位の除去・焼却を義務づけるということで、その対象についてもすべての牛の頭部、脊髄、回腸の一部の除去・焼却ということを義務づけたということでございます。実際に、10月18日からBSE全頭検査が始まったということがそこに書いてございます。それから、農水の方でもサーベイランスの実施が行われているということでございます。平成14年に入りまして2002年ですが、4月1日から24か月齢以上の死亡牛の検査の実施が行われているということでございます。トレーサビリティについては7月4日から導入されているということで、すべての牛に耳標を付けて牛1頭ごとの情報を記録、管理を行う体制を導入したということでございます。2004年、今年ですが1月には、牛の脊柱の話でございますけれども、肥料・飼料の利用の禁止、それから、厚生労働省では食用に背根神経節を含む脊柱を含まないように、脊柱の除去を義務づけたということでございます。その後の資料でございますけれども、今、申し上げた1枚、「BSE措置の経緯」ということで、申し上げた経緯について時系列にポンチ絵にしたものをお付けしてございます。この説明については省略させていただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、「2001年10月以降のBSE予防対策」ということで、システム全体としてどういう体制になったかということでございますが、肉骨粉の輸入、生産、販売の停止が行われまして、農家にはそういった肉骨粉が入らないようになっているということ。農家においてのBSEのサーベイランスでございますけれども、都道府県の家畜保健衛生所が立入調査、診断を行うということになってございます。都道府県食肉衛生検査所と家畜保健衛生所が連携をとりまして、と畜場においてBSE全頭検査が現在行われているわけでございますけれども、また、定めについては特定危険部位の除去と焼却が行われているということでございます。都道府県の食肉衛生検査所が、スクリーニング検査、と畜場での検査を行っているということでございます。陽性牛が確認されれば、そのBSE陽性牛についてはすべて焼却をするということで、上の方に矢印が行ってございます。BSE陰性のものについては、右の方に牛肉の流れがございまして、BSE検査済みの牛肉として消費者のお手元にわたっていくという仕組みでございます。リスクのと畜場から肉骨粉等でございますけれども、これはSRMを除去した残

りの肉骨粉ということで、「リスクの低い」というふうに書かせていただいておりますけれども、そういったものが焼却に回されるということでございます。一枚めくっていただきますと、「サーベイランス（BSE検査）の結果」でございますが、左の方に三角のピラミッドが書いてございますけれども、これは日本で飼われている牛の全体をイメージとして示したものでございまして、「発症牛」が一番上の方にあると。それから「リスク牛」「健康牛」と。その割合としては、当然ながら健康牛が一番多いということでございますけれども、その右の方にそれぞれのサンプリングの場所、それから対象別にその検査の頭数についてお示ししてございます。一番上のところを見ますと、「中枢神経症状のある牛（24ヶ月齢以上）」、これは家畜保健衛生所の方で検査を行うということでございますけれども、その実績が2001年度であれば132頭、2002年であれば420頭という具合になってございます。その下、「疑似患畜」ということで、陽性牛のコホート牛について調べた、これまで発生した11頭について関連の疑似患畜について調べたものでございます。「死亡牛（24ヶ月齢以上）」でございます。2001年は、801頭。それが2002年には3,755頭ということで、先ほど申し上げたとおり、死亡牛の検査の体制が整ってきてございますので、徐々に検査頭数としては増えてきているということで、2003年、15年においては1月まででございますけれども、4万頭近く検査をしてございます。「症状のある牛」として24か月齢以上、と畜場での検査でございますけれども、2001年が千五百数頭、それから、2002年では3,000頭弱、2003年では5,700頭強。「その他」、健康牛として30か月齢以上と以下で分けてございますけれども、御覧のとおりの数値になってございます。一枚めくっていただきまして、「死亡牛のBSE検査」でございますけれども、農場段階で死亡牛が発見されますればそれが届け出されて、先ほど申し上げたとおり、家畜保健衛生所が立入検査を行いまして診断を行うと。その死亡牛については、ストックポイントということで、死亡牛を専用にそこに集めまして、検査を行う場所として各都道府県が定めておりますけれども、そういう場所に集めまして、脳のサンプルを取ったり、陽性牛そのものを取り扱ったりするわけでございますけれども、そういう場所で検査を行うということになっております。陽性牛においては、家畜保健衛生所の方で焼却施設があるところで焼却処分されると。それから、陰性牛においては、化製場に運ばれてまして肉骨粉にされると。いずれにしても、焼却処分にされるということになってございます。家畜保健衛生所において一次検査が行われまして、これはエライザによる一次スクリーニング検査でございますけれども、その結果、陽性であれば動物衛生研究所の方でウエスタンブロット法による確認検査が行われるということでございます。一枚めくっていただきまして、「飼料給与

禁止措置」ということで、2001年1月11日以降の飼料についての今の規制の状況について一覧表にしたものでございます。御覧のとおり、牛につきましては基本的に肥料、ペトフードも含めまして、ほかの動物の飼料については使用を禁止されているということでございます。豚につきましては、先ほど豚肉骨粉その他のものの扱いがございましたけれども、この資料を用意させていただいたときにはまだ鶏、豚には禁止をされているという状況でございますので、この部分、鶏、豚が今後、 になっていく、使用ができるような形になっていくのではないかとこのように思っております。海洋哺乳類、家きん類についても、そのような状況になっているということで御紹介させていただきます。引き続きまして、参考資料2の方でございますけれども、「我が国で確認されたBSE感染牛の概要」ということで、これまで確認された11頭の事例について、この資料につきましてはこれまでも何回か出させていただいて御説明させていただいておりますので、特に詳しい御説明は省かせていただきますが、直近の11頭目が16年3月9日に発見されたということでございます。この牛は、死亡牛のサーベイランスの結果、最初に発見された牛ということでございました。1枚めくっていただきますと、その11頭についての発生状況ということで地理的分布をお示ししてございます。1枚めくっていただきますと、これまでの11頭について生年月日別に見ますとこういう形になるということで、96年の春にかなり集中しているというのが御覧いただけるかと思えます。8頭、9頭については、2001年、2002年にかけての生まれの牛であったということが、これを見ていただければわかるかと思えます。続きまして、参考資料3の方でございますけれども、これはピーター・スミス博士の方から御講演いただいた内容について、そのときにお使いになられました資料を参考までに付けさせていただいたということでございます。このときの概要といたしましては、若干触れさせていただきますと、1ページの下の方には国民の関心がどの程度あるかと。BSEは、特に高いというようなこと。2ページ以降にも、引き続き注目を浴びた理由としてどういったことが考えられるか。3ページの方では、BSEについてどういう特徴があるかといったようなこと。そういうBSEに関する基本的な事項から御説明いただきまして、これまでの英国における状況等について御説明いただいたということでございます。その中で、6ページにございますけれども、これまでの発生状況。7ページには、出生月別の推移といったものも資料として御説明いただいております。11ページのところでございますけれども、「BSEの流行に関する結論」といたしまして御説明があったことがここに書かれてございますけれども、一番上のポツにありますように、「BSEの流行はかなりコントロールできるようになった」ということが一つ。それから、今後も引き続き減少

していくというふうに予想されるが、撲滅ということについては言えばかなり難しいのではないかというお考えが示されております。それから、現時点において、フードチェーンに流入する感染動物（特に潜伏期間後期にある動物）の数は、非常に低い水準に保たれていると考えられる。「ウシの組織を適切に管理し続ければ、人間の健康に対するリスクは非常に低くおさえられ、年々減少していくはずである。」、「現行の規制が実施されている限り、公衆衛生にとって、ウシの疾病はもはや重大な問題ではなくなった。」、「しかし、多くの課題は依然残されている！」ということも、併せて御説明がございました。引き続きまして、クロイツフェルト・ヤコブ病について英国における状況について御説明がございました。発生状況であるとか、原因として考えられる、関連とされた根拠というのが15ページにございますけれども、なかなか原因が特定するに至らないという状況も御説明の中でございました。16ページ、症例数等の推移がございます。17ページには、遺伝子タイプによる発生状況といったものも御紹介いただいております。それから、地理的な分布といったことも紹介されてございます。発生予測等についても考えが述べられたということでございまして、19ページには「目下の課題」として述べられておりますけれども、OTM、月齢30か月以上の牛の全頭殺処分規制を今後解除していくということが既に議論になっているかというふうに承知しておりますが、その解除時期をいつにするのかといったことの議論が進められていくと。「ヒツジにおけるBSE/スクレイピーの発生の可能性」、「医原性の伝染。輸血、手術器具の再使用による伝染といったものについての課題」、「感染の広がりに関する大規模調査の必要性」、「判定するための検査法の開発。生体検査の方法についてのさらなる開発」といったものが今後の課題として述べられております。以上、簡単でございますが、参考資料3の説明に代えさせていただきたいと思っております。

それから、参考資料4でございますけれども、先ほども申し上げたとおり先週、食品安全委員会の方でOIEについて勉強するというところで、名誉顧問である小澤先生から「OIEとBSE関連の国際基準について」と題しまして御紹介いただきました。そのときの資料を参考までにお付けさせていただいております。この内容につきましては省略させていただきたいと思っております。以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。今、事務局の方からここ2年半の経過措置も含めて概要を説明していただきました。それから、ピーター・スミスさんがこの前話された、イギリスでのリスクの考え方、あるいはその基になる疫学データといったものの紹介をしていただきました。全頭検査が始まって2年半という経過で、先ほどの概要でも示されたように、かなりいろいろなデータが蓄積されてきているというふうに思います。今

後、どういう形で、先ほど山内専門委員、あるいは山本専門委員から意見をいただき、ほかの委員にも賛同していただいたと思いますけれども、議論を進めていくに当たって、何分プリオン専門家という形で集まっていますけれども、決してリスク評価の専門家ばかりがそろっているわけではないので、少しどういった格好で今後進めていくか、あるいは、今の概要の説明について、どんなデータが必要とされているか、自分たちでこれから議論を進めていかなければならないわけですから、その辺に関してどなたか御意見ございますでしょうか。

山内専門委員 まず、概要というか参考資料を提出していただいたんですが、これは1つはイギリスの海綿状脳症諮問委員会、もう一つは、OIEなんです。ところが、このBSEのリスク評価の一番中心的役割をこれまで果たしているのは、EUの科学運営委員会なんです。ここでこれまで我々がリスク評価をやっているときに参考になっているデータは、全部EUの科学運営委員会のオピニオン、もしくはレポートなんです。OIEは、ここに書いてあるように、あくまでも動物とその産物の国際貿易に必要な衛生基準、動物の間での病気の広がりを阻止するというのが目的であって、リスク評価の機関ではないわけです。ですから、そういう意味では、国際的な動きをもっと把握するというのであれば、やはりEUの科学運営委員会がどんなことをやってきているのか、現状はどうなのか、そういったことを勉強するべきではないかというふうに思います。それが一つです。それから、今、座長が提案されたというか、これからどんなことを考えていったらいいかということに関して、さっき山本専門委員も言われましたが、私はやはり検証の時期だと思うんです。というのは、2年半前に日本でこのBSE対策が実施されたときに、日本は全くその分野に関して経験がなかった。そのときに参考にしたのは、実際にはEUの科学運営委員会で取り決めてきた対策ということが一番参考になって、それにのっとってやって、全頭検査というの、あれは本来はさっき説明あったように、EU並みの30か月齢以上の全頭というつもりだったんですが、これは別の理由から全部の年齢ということになったわけですが、基本的にはEUと同じであった。ただ、EUもあの時点では迅速検査の経験というのはごくわずかで、2001年から始まっていたわけですから、彼らもそれほど経験がなかった。そういう意味で、私ども経験が今、非常に積み重なっている、そういう状況を少なくともまず理解した上で、どんなふうなデータが集まってくるのかということ。それから、安全対策として極めて重要な特定危険部位の除去、これも実際日本でさっきの説明にもありましたように、9月27日にはもう特定危険部位の除去対策が行われていながら、何となくこれもマスコミか行政か知りませんが、全頭検査の方が表に出てしまって、特定

危険部位の除去というのはどこかにその当時は忘れられていたんですが、やはり特定危険部位の除去というのは極めて重要で、これが現在どんな状況になっているのか、その検証がまだ十分できているかどうか、私は疑問に思います。そこをしっかりとやっていかなければいけないし、その際には当然安全な解体法というものが問題になってくるわけで、これも厚生労働省で研究班をつくって、例えば、背割りの前の脊髄除去の方法を検討して、脊髄の除去を義務づけたんですが、その結果がどうなっているのか、そういったこともやはり資料として、これは厚生労働省から出してもらうとかいうことが必要だろうと思います。また、同じように全頭検査云々の議論が盛んになっていますが、少なくとも2年半前には牛の年齢を確実に把握できる状況ではなかったんですが、今はトレーサビリティシステムが動いているのであれば、年齢把握というのも可能なのもかもしれませんが、トレーサビリティシステムがどう動いているのか、そういう資料は農水省の方でもう十分あると思いますが、とにかくそういう資料をまず集めるが先決ではないかと思います。

吉川座長 今、山内専門委員の方から、1つはリスク評価を進めるに当たっての、EUの科学運営委員会のリスク評価法についての考え方、あるいは方法論をわかっている人がいれば、呼んででもいいから勉強する必要があると。それから、我が国の検証という点では、農水省、厚労省から、それぞれトップダウンで決めたことの実施状況が現実的にどうなっているのか。あるいは、そこで得られたデータがどこまで来ているのかといったようなことを、特に特定危険部位の除去の問題、それから、トレーサビリティの問題、その他について、できる限りデータを出してもらって議論を進めていこうというような提案がありましたけれども、そのほか。小野寺専門委員、どうぞ。

小野寺専門委員 EUの話もあるんですけども、日本のと畜状況も少し過去にさかのぼって調べた方がいいと思います。平成13年9月19日に、BSEに対する監視体制の強化として、死亡牛24か月齢以上のすべて及び健康牛30か月齢以上の全頭をスクリーニングするとあったわけですが、それが結局もう少し拡大されて、一応月齢にかかわらず全頭スクリーニングとなったんですけども、その状況で30か月齢でスクリーニングした場合と、あと要するに月齢にかかわらずスクリーニングした場合で、大体どのぐらいの差があったのか、私は大体聞いているんですけども、当時の状況を少し把握しておいた方がいいと思います。恐らくこれはかなり日本と、例えば、アメリカとかヨーロッパはパーセンテージの違いがあると思います。あとEUの科学委員会に関しては、やはりフランスのAFFSAの立ち上げ役のドミック・ドーモンがかなりよく知っていたんですけども、残念ながらお亡くなりになったから、恐らくフランスのAFFSAに聞くほかないのかな

という気がします。

北本専門委員 ここに書いてあるのは。

小野寺専門委員 そこにもあるけれども、スタートする前ですね。恐らく最初、私の聞いている話ですと。90万頭が120万頭となったという話は聞いております。アメリカとかが同じことをやると、恐らく全部やると3,500万頭ですか。健康牛30ヵ月齢以上は700万頭という話です。吉川座長 さかのぼりデータに関して、日本のちょうどサーベイランスを始める、あとは当然出してもらおうとしても、その時点での状況がわかれば、その辺も欲しいと。それから、EUの科学運営委員会については、フランスのだれですか。

小野寺専門委員 亡くなってしまったんですが、一番有名な先生で、ですからその補佐の人ぐらいですか。

吉川座長 もし呼べれば、そういう人のレクチャーも受けてみたいという気もしますが、国内にそれに適する人がいれば、そういう人のレクチャーも聞いてみたいという気はします。そのほか、これも一応今日は方針ということで、どの資料を出せと急に言ってもなかなか、はいそうですかというわけにはいきらないと思いますけれども、先ほどのアメリカの問題と同じで、もし今日の議論を受けて、あの資料も整理してもらった方がいい、これも出してもらった方がいいというようなことがあれば、事務局の方に随時連絡をしていただきたいと思いますし、事務局の方で委員からそういう資料の請求が出ていたら、ほかの委員にもこんな資料の請求が出ているというのをメールでも流してもらえるとありがたいと思います。どうぞ。

北本専門委員 済みません。余り建設的ではないんですけども、1つだけ質問と、それから1つは意見です。1つの質問は、今日お配りいただいた資料で、これは参考資料の1番、我が国のBSE対策というところの後ろから3枚目のポンチ絵「サーベイランス(BSE検査)の結果」というところなんですが、その検査頭数の2003年度が、30ヵ月齢以上と以下が、2002年度と2001年度と飛び抜けて違うんです。

小野寺専門委員 怖いから年取った牛は出さなかったんです。

北本専門委員 本当にそんなことなんですか。

梅津事務局長 私も最初そう思ったんですが、括弧の数字があるので逆転しているように見えるんですが、この括弧内は確認された内数ですね。陽性頭数。ですから、これを除きますと、割合はそう変わってない、70万頭と46万頭、それから2002年が73万頭と51万頭ということで。

吉川座長 数字の大きさが違うけれども、大体半々ぐらいですね。

北本専門委員　そういうことですか。

吉川座長　私も1桁違うと思って、よく見るとこれはと場に来る120万頭がほとんど30か月以下で同じだということみたいです。

梅津事務局長　括弧の数字があるものですから、まぎらわしくて恐縮でございます。

吉川座長　よろしいですか。

北本専門委員　合点了解です。済みません。もう一つ、意見の方なんですけど、私はさっき山内先生が言われたように、この会としてイギリスないしEUで、食品の安全を確保するためにどういうふうな実験をしたのか、何が足りないのかというところまで見抜かなければいけないのではないかと。例えば、日本の食の安全にとって、こういうデータが今後必要であろうと、研究の方向性としてですね。それは、かなり行政的な研究になると思いますけれども、それぞれ農水省なら農水省、厚労省なら厚労省の研究機関というのがあるわけですので、当然それらの研究機関というのは、検査ばかりするんじゃなくて、今後もっとポジティブな意味で、こういうふうな研究をしていかなければいけないのではないかと。こういうところが提言できたらなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

吉川座長　どうぞ。

山内専門委員　全くそのとおりだと思います。実際にBSE、牛への感染実験といったようなことを通じて、現在の安全対策はほとんどできて、それはもう英国で行われてきていると。ただ、英国で行っていると言いながら、研究費としてはEUもサポートするとか、研究計画そのものもEUが関わった形で立ててきていると。いろんな経緯があると思うんです。少なくとも研究成績そのものに関していけば、英国が一番持っている。だけど、それをちゃんとリスク評価に利用しているのは、これはすべてEUの科学運営委員会、その科学運営委員会には、英国の実験研究の責任者が参考人のような形で出席して、会の出したデータに基づいてのリスク評価が行われていると。ですから、そういう実態をまずは把握しなければいけないと。それから、行なわなければいけないというふうに、これまでEUでも随分提案されて、行われていない実験も随分あるんです。例えばの話、実際にvCJDがどれぐらいの可能性があるのかというときに、あれはたしかチャールズ・ワイズマンだったと思うんですが、サルに感染実験をいろいろな濃度の病原体を摂取してやるべきだと。大変膨大な実験計画を提案したんですが、それは結局やられなかったんです。フランスが一部vCJDのサルのモデルづくりまでで終わっていると。ですから、そういうことを全部整理した上で、今後のリスク評価をやっていくことが大事だろうと思います。

吉川座長　今、北本専門委員、あるいは山内専門委員が言われたのは、多分リスク評価

をしていく中で、どうしても数字として、あるいは定量性を評価しようとしたときに、そこが出てきてないために、先に進みにくい、あるいは非常にぼわっとしたものになってしまふというところがあるだろうということを、経験的にしているのと言われたことだろうと思いますし、私もそう思います。英国のデータを見ても、例えば回腸でどうして途中で消えるのかとか、リンパ節で増殖しているのかとか、あるいは今言われたように、どれだけがミニマムの、あるいはマキシマムのリスクになるのかといった、本当に知りたいところは確かなかなかデータになってないものですから、どうしても評価しようとしたときに難しい部分というのは出てくるので、その辺も議論の中で明らかにして、そういう定義ができればそれはそれでまた違った意味で非常に建設的だと思います。そのほか、ございますでしょうか。例えば、参考資料2について、確認検査結果をプラス・マイナス、生年月日その他は非常にきれいにまとめられていますから、例えば実際のスクリーニングのときのOD値がどのくらいであったのかとか、ウエスダンプロットで陽性になったけれども、その前に問題になったような、PTAがあったのか、あるいは濃縮されているとか、されてないのかとか、そういった定量的にわかるデータがあればそれも付けていただきたいと思いますし、1次陽性、2次陰性になった固体群にとっての経時的な出方とか、年齢的なものとか、そういうデータもあれば是非欲しいと思います。その他、多分言い出すと細かいいろいろなデータがあると思うし、今後次回からの議論の中で、必要なものがあればまた追加してもらいたいと思いますけれども、どうぞ。

山内専門委員 追加資料ですけれども、いわゆる全頭検査やルールまでに1か月という短期間でスタートしたわけですし、当初かなり大変だったと思うんですが、その後2年半の間に随分進歩して、安定しているんだと思うんですが、実際にどんな問題が生じていたのか、そして現在どういうふうなそれを効率よく動いているのか、確認検査に関してだっ、当初は大分時間がかかるんじゃないかというのが今、随分改善されてきて、しかも精度も上がってきているという、そういう実態もやはり出していただきたいと思います。

吉川座長 そういうデータは、もしあれなら生のデータでも構いませんから、きれいになってなくても、こういう経過だということがあれば、そういうのも欲しいと思います。それから、ついでに、あれも欲しい、これも欲しいと言っても申し訳ありませんけれども、少なくとも何頭かは、脳の一部だけではなくて、体全体調べられた機会があったと記憶をしているんです。やはりオベックス以外にどのくらい、いつもEUの脳が六十何%、脊髄が二十何%、回腸が3.3%という教科書的なものが出るんですけれども、実際日本で検査した中で、そういう機会に恵まれたものでどうなったのかというデータがあれば、その辺

ももらえるとありがたいという気はします。現在検討中であれば、それはそれでわかった範囲で構わないと思うんですけども、何かいろいろ頼んで済みません。

山内専門委員 フリーディスカッションだと思いますので、いい機会だからもう一言発言させていただきますと、この委員会がつくられる段階でなんですが、やはりリスク評価のために行わなければならないような研究があった場合に、そういったものも勧告できるというふうな議論があったと思うんです。それがどういう形で文言になっているかどうか知りませんが。もしもそういう日本で行わなければいけないような研究があれば、やはりこの委員会として取り上げて、しかるべきところに勧告をするなり、そういったことが必要ではないかと思います。要するに、イギリスにだけ頼っているわけにもいかない。フランスも今、やっています。ドイツも始めました。日本も今度プリオン病研究センターができて始めます。そういうことで、やはり日本としての貢献がこれからは問われるだろうと。また、恐らくこういった議論が一番熱心に行われているのは、日本ではないかというふうにも私は思っています。

吉川座長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

寺田委員長 今の話ですけども、一昨日、総合科学技術会議で今年から始めた食品安全にどれだけ金を使っているか説明しろということで、そのため調べましたら結構少ないですね。農水、厚生、それから文科省も出ていますけれども、全体として食品の安全に関する研究費、人の問題もあるでしょうし、プリオンも含めまして案外少ないのです。そのことも含めて説明したらもっと出したらいいんじゃないかと向こうから言われて、ありがとうございますと言ってきました。余分なことですが、そういう話がありました。確かに、日本の中でそういう食品の安全に関する研究を進めていくのが大事ですし、特にプリオンのことに関しても、議論を進めていくと同時に、そういうことをやっていくということが大事ではないかと思います。

吉川座長 ありがとうございます。どうぞ。

小泉委員 全頭検査の問題について、一番大切なのは8例目、9例目なんですね。これは恐らく疑陽性の中から選んで、いろんな方法を加えながら検出されたと思うんですが、この我が国のという参考資料1のページ5には、疑陽性を示したものがかなりございますが、このすべてを調べて2例が見つかったのか。あるいは、研究的に疑陽性のあるものを2頭ほど取ってきてやったのでしょうか。すべてこの400頭、132頭、2001年からやられているすべて、500頭全部やられたんですか。

梅田課長補佐 これは検査をやった対象の数です。

小泉委員 疑陽性を示した牛がかなりありましたね。

吉川座長 110 頭ぐらいありましたね。

小泉委員 それを全部やられて2頭見つかったということですか。

吉川座長 それは1次陽性になった場合に、2次のテスト全部行うので、自動的にやられます。

小泉委員 それで、それをすべてウエスタンプロットも全部濃縮してやって出てきたのが2頭だけだったんですか。

吉川座長 はい。

小泉委員 わかりました。

吉川座長 濃縮してやったかどうかは。

北本専門委員 方法論的には、ときどきで最良と思われる方法論でやられています。

小泉委員 疑陽性について、非常に簡単にやった場合もあれば、すべてもう最高の濃縮方法でやられたんですね。

吉川座長 その辺も次回資料として出してもらえれば、少なくとも最初のときから疑陽性のものについては、2次検査をするという格好でやってきていますし、ウエスタンプロットの方法は確かに時代とともに少しは変わってきているけれども、その辺はまた、それこそ専門医がたくさんいますから、その資料を出してもらった時点で補足をしていただければと思います。どうぞ。

山内専門委員 今の点、若干追加しておきますけれども、確認試験をどうするかというのは、委員会でもって検討して、ウエスタンプロットと免疫組織化学の2つを採用すると。そのどちらが陽性になってもこれを陽性と判定するというのでやったわけです。そして、迅速試験のスクリーニングのところで、疑陽性のものは全部確認検査に回ると。特に濃縮しなくてもはっきりしたパターンのものは、そのままちゃんと判定ができてきている。ただ、1例パターンが若干見にくかったと、そういったものに関しては濃縮して非常にきれいになったと。だけど、とにかく濃縮しなくても陽性だというふうにそのときも判断はしていたわけです。更にきれいにして見るために濃縮をしたということです。

小泉委員 それは、8例目、9例目もわかっていたということですか。

北本専門委員 そうです。

小泉委員 わかりました。

吉川座長 次回以降、こういったものを確かめながら議論を進めていきたいと思いますが、そのほかございますか。大体所用時間になってきたと思いますので、かなりい

ろいろ御指摘もありましたけれども、指摘のあったデータでできる限り事務局の方で、収集、整理に当たってもらいたいと思います。それから、途中で出てきましたけれども、次回以降必要に応じて参考人をまた積極的にお呼びして、いろいろ意見を伺いたい。あるいは、議論に参加していただきたいと思います。議題に応じて、私の方で、あるいは何人か委員の意見を伺って事務局の方と相談してお願いしようと思いますので、御了解いただきたいと思います。どうぞ。

北本専門委員 1点だけ事務局にお願いしたいんですが、恐らく今日私たちが要求した資料を全部そろえようと思ったら、大変な分厚い資料になると思うんです。私、山内先生言われたEUの科学運営委員会の今までの経過というのを最優先で、それだけでも2時間ぐらい議論する価値があると思いますので、是非優先順位を付けてお願いしますと。

吉川座長 これは公表されているんですね。だから、お願いします。多分議論していくものの規範というか、基準というか、グランドになると思いますので、そのほかいいですか。それでは、次回の議事について、今、言ったように多分出せるところのデータ、EUのは最優先にしてほしいと思いますので、データ整理の進捗状況を見ながら決めたいと思います。日程の具体的な調整については、後日また調整の確認、忙しいと思いますけれども伺いたいと思います。そのほかの議事について、事務局の方から何かありますか。そのほか、全体を通じて何かございますか。特にないようです。どうもありがとうございました。本日の会議はこれくらいにして、次回日程調整の上後日決めたいと思います。

以上をもちまして、第8回「プリオン専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

- 了 -